島

目 次

#### 規

則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲 を定める規則の一部を改正する規則

### ○一般廃棄物処理施設設置の許可申請があった件 告

- ○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ
- ○保安林の指定をする予定である旨通知があった件 ○遊漁規則について認可した件 ○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件

### 福島県選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島 県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告

#### 福島県収用委員会

示する件

○土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件

## 福島県内水面漁場管理委員会

○福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規 部を改正する規程

#### 規 則

部を改正する規則をここに公布する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の

平成二十九年九月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 福島県規則第六十号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# る規則の一部を改正する規則 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則 昭

別表第二郡山信用金庫の項中「金屋支店」の下に「、八山田支店」を加える

この規則は、 平成二十九年九月二十六日から施行する

(出納総務課)

#### 示

告

### 福島県告示第五百九十三号

咒七

咒七

た書類を、平成二十九年九月八日から一月間一般の縦覧に供する。 施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載し 次のとおり告示する。なお、その申請書及び同条第三項に規定する当該一般廃棄物処理 の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第八条第

四九八 **贾**克 平成二十九年九月八日

福島県福島市栄町十一番二十五号AXCビル六階環境省福島地方環境事務所 所長 土居 健太郎 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

福島県知事

内

堀 雅 雄

一般廃棄物処理施設の設置の場所

福島県双葉郡浪江町大字棚塩字向川原百四十三番地ほか百九十六筆

 $\equiv$ 一般廃棄物処理施設の種類

究九

**野九** 

項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号) 第五条第

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

Ŧi. 津波廃棄物、 家屋解体廃棄物、片付けごみ、 除染廃棄物、 捕獲鳥獣及び埋却家畜

申請年月日 平成二十九年七月二十六日

**5**0

#### 六 縦覧場所

1 福島県相双地方振興局県民環境部環境課

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

2 浪江町住民課

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二

(一般廃棄物課)

(変更後)

代表取締役

河内 伸二

四

### 福島県告示第五百九十四号

月八日から平成三十年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年九 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

平成二十九年九月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更した事項 カワチ薬品福島西店 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県福島市泉字下鎌二十九―一ほ

ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二

山一ベジフル株式会社 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

代表取締役 増岡 芳文

株式会社カワチ薬品 福島県郡山市大槻町字向原百十四番地

山一ベジフル株式会社 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

代表取締役 増岡 芳文

福

福島県郡山市大槻町字向原百十四番地

株式会社フードプランニング

福島県福島市泉字下川原七番地の十 代表取締役 渡辺 貞雄

変更した年月日

平成二十九年七月六日

 $\equiv$ 

平成二十九年八月三十日 届出年月日

株式会社カワチ薬品 届出をした者

Ŧi.

### 福島県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 以下 「法」という。) 第八条第四

> 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課 十九年九月八日から同年十月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二 市民情報室に備え置いて縦覧に供する

平成二十九年九月八日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

内

堀

雅

雄

辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号

意見なし。

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 (商業まちづくり課)

### 福島県告示第五百九十六号

川漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十九年八月 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、

二十八日次のとおり認可した。

平成二十九年九月八日

漁業権者の名称及び住所

夏井川漁業協同組合 いわき市好間町下好間字渋井百三十一番地の三

福島県知:

事

内

堀

雅

雄

漁業権の免許番号 内共第九号(夏井川)

三三 変更の内容

は」を「一日利用に係る遊漁料のうち、 第七条第一項ただし書中「又は小学生」を「、小学生又は中学生」に、 遊漁者が」に改め、同項の表中「一年 「中学生又

「一年 六、五〇〇円

五〇〇円」を ただし、遊漁者が高校生又は肢体不自由者のときは、 年三、〇〇〇円 に改めた。

永

産

課

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成三十年四月一日

### 福島県告示第五百九十七号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

平成二十九年九月八日

福島県知事 内 堀 雅

保安林予定森林の所在場所 伊達市梁川町山舟生字清水五五、 五六、 五七の二、 六〇

指定の目的

土砂の流出の防備

(商業まちづくり課)

島

福島県選挙管理委員会告示第六十一号

#### 499

- 1 立木の伐採の方法一 指定施業要件
- 主伐は、択伐による。
- 伐期齢以上のものとする。 □ 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準
- 立木り戈采り艮篗 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。立木の伐採の限度

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課

# 福島県選挙管理委員会

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数が八十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に一分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に回ります。

平成二十九年九月八日

福島県選挙管理委員会

委員長遠藤俊博

乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を一 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、五二七

十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十

を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超えると四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、一次の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三〇三、二八九万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三〇三、二八九

_	_	相	喜	須	白	11	郡	会	福	選
2	k	市相	多方	賀川	河市	ゎ		津		迭
		馬那	市	市	西		山	若	島	挙
札		相馬市相馬郡新地町	耶麻	岩瀬	白河	き		松		l⊋'
ī	f	町	郡	郡	郡	市	市	市	市	区
- 3	i.	<u> </u>	<u></u>	를	<u> </u>	九二	九〇、	11[11]′	七九	
4			六	六		三		<u>Б</u> .	六	
-{ -} -} -}	<u>i</u> i		六七〇	三六、六三	七五六	九二、三七四	九八八八	五. 三 二	七九、六三〇	
双	石	東	大	河	南	本	伊	횶	田	
		白			会	宮	達	南相馬市相馬郡飯舘村	村	選
葉	Ш		沼	沼	<b>五</b>	市	市	相	市田田	挙
		Ш			津	安達	伊 達	郡飯	田 村	
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	盆村	郡	区
八	1,	九、	t	六、	ŧ,	Ŏ,	一八	九、	八	
	五.					八八	Ò	六	八	
四五六	五六二	二九	六三九	四八七	八六三	八七七	二八、〇二五	<u> </u>	八、八二七	
			<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>

# 福島県収用委員会

## 福島県収用委員会告示第四号

収用について平成二十九年八月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地

平成二十九年九月八日

福島県収用委員会

会長 菅 野 昭 弘

浜市 中 小 わ き

福島県

四

番

宅

地

宅

地

六九一

六九 四

五七・七〇

<u>一</u> 五.

四

土地所有者の氏名及び住所

<u>Ŧ</u>i.

土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種

類

なし

福

野 屋

利 社員

静岡県湖西市鷲津三三二六番地(書類の送達先)

Tマンション四○七

合名会社磐崎

小

福島県いわき市小名浜字本町四二番地の(法人登記簿上の住所)

氏

名

住

所

 $\equiv$ 

第2932号

所

在

地

番

地

目

地

積

(平方メートル)

記 登

録 記

現

況

登

記

記

録

実

測

る土地の面積 収用しようとす

(平方メートル)

起業者の名称

央阜売り見台を央官してに出り斤正、也な、也目、也責等	わき都市計画道路事業三・三・一〇一号平磐城線	業の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	福島県 福島県	業者の名称
	面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成上	止する規程	内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一	会長 佐 川

ー 県内·	福	
県内水面漁場管理委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。	福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平	きゃさゴマヤチ和
) の 一	り扱う	
部を次のよう	ノ個人情報の日	
<b>っに改正する。</b>	保護に関する規程	
	(平成七年福島	

□身体状況・能力 ) ) □家庭の状況 を	様式第一号(その二)中	
家庭生活 □親族関係□その他(	心身の状 □健康状態・病歴 況 □性格 □親族関係	グラランの一音を分のです。
□婚姻歴	塚歴 □障害 □その他( □婚姻歴 )	

家庭の状況	□家庭の状況	Ú	□身体状況・能力	
ار -	 ŧ	<u>·</u> -	7	
思想・信条・宗教	》》,连王伯	安陆升洋		
□思想・信条 □宗教 □社会的差別の原因となるおそれのある個人情 (収集する理由:	□その他(	□親族関係		
□宗教 となるおそれのあ	)	□婚姻歴		
る個人情				

नाग	<ol> <li>!!想・信</li> <li>:・宗教</li> </ol>
(収集する理由:	□思想・信条 □宗教 □社会的差別の原因となるおそ

□人種	
□信条	

□刑事事件に関する手続 □医師等による指導・診療・調剤 □心身の機能障害 \_\_\_||汚歴 □健康診断等の結果 □3ピ罪の経歴

12日本

を

要配慮個 人情報

□少年の保護事件に関する手続 (収集する理由:

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正す

る規程を次のように定める。

平成二十九年九月八日

福島県内水面漁場管理委員会告示第五号

福

島県内

水面

漁場管理

1委員

福島県内水面漁場管理委員会

に改める。

泉

リサイクル適性 (人) この印刷物は、印刷用の紙へ